

名古屋市立大学医学部附属 西部医療センター  
地域医療連携システム “SAVE ネット” 使用規約

名古屋市立大学医学部附属 西部医療センター

令和 8 年 5 月 1 日

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター  
地域医療連携システム“SAVE ネット”使用規約

1. 本規約は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「西部医療センター」という。）が名古屋市立大学医学部附属西部医療センター地域医療連携システム“SAVE ネット”（以下「本システム」という。）を介して西部医療センターの病診連携システム登録医療機関と診療情報を共有することにより、質の高い医療連携を行なうことを目的とする。
2. 適用範囲は、西部医療センター病院情報システムを介して接続されたネットワーク機器および、これらを利用したカルテ参照システムとする。
3. 本システムを適正に管理運営するために、地域医療連携システム管理者（以下「システム管理者」という。）を設置し、西部医療センター病院長をもってこれに充てる。また本システムに係る病診連携業務の円滑な運用のために、地域医療連携システム運用責任者（以下「運用責任者」という。）として西部医療センター地域医療連携センター長、本システムの技術的な運用保守を行うために、地域医療連携システムシステム責任者（以下「システム責任者」という。）として西部医療センター情報管理室長。なお、西部医療センターの責任範囲は、インターネットとの接続部分までとする。
4. 本システムの利用者は運用責任者の認めた登録医療機関の職員に限定し、それ以外の者にシステムを利用させてはならない。また利用者はパスワードを第三者に知られないように厳重に管理し、頻回に変更する等の措置を講じなければならない。
5. 本システムを利用する登録医療機関は、西部医療センターに利用申請を行なう（「様式1」及び「様式2」）。その後、株式会社エスイーシーのID-link 利用のための所定の手続きを行う。
6. 本システムの利用期間は申請日から1年間とする。ただし、特に申し出のない場合は、引き続き期間を延長する。
7. 登録医療機関が本システムを用いて患者のカルテ参照を行なう場合には、登録医療機関が患者に周知し「様式3」にて同意を得たのち、西部医療センターへ申請を行う。また、一度同意を得た後でも、患者から「様式4」に同意取消の意思表示があった場合再び患者の同意を得ない限り、本システムによるカルテ参照はできない。
8. 登録医療機関が本システムで扱う情報は西部医療センターにて管理する患者の個人情報であるため、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病院情報システム運用管理規定及び名古屋市情報あんしん条例施行規程に基づき取り扱う。
9. 登録医療機関が本システム内にある著作権その他の知的財産権が帰属している情報

を参照する場合は、著作権法その他の法令の趣旨に従い権利侵害や法令違反を生ずるような使用・保管その他の行為を行なってはならない。

10. 登録医療機関は本システムを用いて入手した患者情報を患者の診療のためにのみ利用し、他目的での利用や第三者への提供を行なってはならない。また本システムを用いて入手した医療情報の取り扱いには細心の注意を払い、プリンタ等により印刷をした場合は厳重に保管するとともに、廃棄に際してはシュレッダー等の措置を行なう。本システムを用いて登録医療機関が入手した患者情報の利用、流出にかかる一切の責任は登録医療機関が負うものとする。

11. 登録医療機関が本システムを利用する場合は、インターネットに接続する環境を自ら整備するとともに、使用するコンピューターには原則、コンピューターウィルスの侵入を防止するための最新のウィルス対策ソフトウェアをインストールする等、安全に利用できる環境としなければならない。

12. 登録医療機関が本システムの利用にあたり異常を認めた場合は、速やかに西部医療センターに報告しなければならない。

13. 西部医療センターは本システムを利用している登録医療機関が上記項目に違反していると判断した場合には、本システムの使用を中止することが出来る。本システムの利用時間は、原則として24時間とする。ただし、西部医療センターは管理上の理由で変更することができる。

14. 本システムは名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病院情報システム運用管理規程及び本規約に則って運用され、本規約の運用に必要な事項について別途細則を定める。

15. 本システムの運用費用は原則として西部医療センターの負担とする。

## 附則

1. 本規約は平成23年10月31日から施行する。
2. 本規約は平成26年1月6日から施行する。
3. 本規約は平成26年11月4日から施行する。
4. 本規約は平成27年12月1日から施行する。
5. 本規約は平成29年3月1日から施行する。
6. 本規約は平成29年7月1日から施行する。
7. 本規約は平成30年1月22日から施行する。
8. 本規約は令和元年5月1日から施行する。
9. 本規約は令和3年4月1日から施行する。
10. 本規約は令和4年4月1日から施行する。
11. 本規約は令和8年5月1日から施行する

西部医療ID【  
同意書

名古屋市立大学医学部附属  
西部医療センター病院長 殿

記

医療機関名 :

利用期間 : 公開登録日から 180 日間

診療科 : 全科

- 内科 ----- 総合内科 ----- 呼吸器内科 ----- 消化器内科  
----- 循環器内科 ----- 腎臓・透析内科 ----- 神経内科  
----- 血液・腫瘍内科 --- 内分泌・糖尿病内科 -- リウマチ・膠原病内科
- 外科 ----- 呼吸器外科 ----- 消化器外科 ----- 乳腺・内分泌外科  
----- 小児外科 ----- 一般外科
- 形成外科 脳神経外科 整形外科 精神科・児童精神科
- 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科
- 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科
- 放射線診断科 放射線治療科 病理診断科 麻酔科
- 歯科口腔外科 陽子線治療科

\*ただし入院中は全ての診療録を開示いたします。

令和 年 月 日

本人署名（自署または押印）: \_\_\_\_\_

【 T・S・H 年 月 日 】

家族（代諾者）署名 : \_\_\_\_\_ 様式4 \_\_\_\_\_

## 同意取消書

名古屋市立大学医学部附属 西部医療センター病院長 殿

記

私は、令和 年 月 日付で（ ）に対して、  
名古屋市立西部医療センターの運営する“SAVE ネット”を介して、私  
( ) の診療上の個人情報を公開することについての同意を取り  
消します。

令和 年 月 日

本人署名（自署または押印）：\_\_\_\_\_

家族（代諾者）署名：\_\_\_\_\_

## 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター地域医療連携システム“SAVE ネット”運用細則

本細則は名古屋市立大学医学部附属西部医療センター地域医療連携システム“SAVE ネット”使用規約第14条の規程に基づき、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター地域医療連携システム“SAVE ネット”（以下「本システム」という。）を円滑に運用するために定める。

### 1. 診療情報に関する患者同意

本システムを利用するにあたっては、事前に患者本人への説明と同意を得て、その旨を診療録に記載する。

また、次の各号のいずれかに該当する者は、患者本人に代わり、公開の同意及び同意取消をすることができる。ただし、患者本人が満15歳以上で、かつ合理的な判断ができる場合は、患者本人の同意及び同意取消が必要である。

- （1）民法（明治29年法律第89号）に定める成年後見人又は代理権を有する保佐人及び補助人
- （2）未成年者の法定代理人
- （3）患者本人を実質的かつ日常的に介護している親族又はそれに準ずる人

### 2. ID およびパスワードの管理

本システム使用にあたり、ログイン用の ID、パスワードの設定を行なう。

### 3. 運用時間および利用期間

カルテの参照期間は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター地域医療連携センター（以下「地域医療連携センター」という。）職員が同意書の原本を受け取り登録を行った日から最長180日間とし、登録開始後は24時間参照可能とする。なお新規利用者登録、問い合わせ等の対応時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする（ただし、祝日および12月29日から翌1月3日までを除く）。

### 4. 内容に関する照会

本システムにおける記載内容に関する照会先は、地域医療連携室とする。

### 5. セキュリティ対策

適正な環境下で安全に本システムを使用するために、本システムを利用する端

末は、以下基本要件を満たすこと。

- (1) ウイルス対策ソフトが導入されていること。
- (2) WindowsOS や MacOS、MicrosoftOffice 等のソフトウェアが定期的に最新版にアップデートされていること。
- (3) 不正プログラムに感染しないように、本システム利用者によりファイアウォール等を含めたネットワーク環境の定期的なチェックが行われていること。

#### 附則

- 1. 本細則は平成 23 年 10 月 31 日から施行する。
- 2. 本細則は平成 26 年 1 月 6 日から施行する。
- 3. 本細則は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- 4. 本細則は令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 5. 本細則は令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 6. 本細則は令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター  
地域医療連携システム“SAVE ネット”運用細則 補足説明文書

1. 診療情報に関する患者さんの同意について

別紙「“SAVE ネット”説明書」を用いてご説明ください。同意書の原本は地域医療連携センターに FAX 送信していただいた後、患者さんに次回西部医療センターへ受診する時に紹介状とともに提出するよう説明しあげます。

地域医療連携センターは、FAX を受けて患者さんが受診される日時を確認してお待ちします。地域医療連携センター職員が原本を確認してからカルテ公開の手続きを行い、先生方に FAX で公開開始のお知らせをいたします。患者さんから同意取消の申し出があった場合は、患者さんに「同意取消書」へ記載していただき西部医療センターの地域医療連携センター宛てにご郵送ください。当院へ同意取消の申し出があった場合は、当院で「同意取消書」へ記載していただきます。また FAX でその旨を先生方にお知らせいたします。

2. ユーザーID およびパスワードについて

“SAVE ネット”へのログインにはユーザーID とパスワードが必要です。  
ユーザーID 亡失、失効等の場合は地域医療連携センターへご連絡ください。

3. 運用時間と利用期間

“SAVE ネット”の運用時間は原則として 24 時間です。カルテ参照の利用期間は公開開始後 180 日間です。以降の参照をご希望の場合は、改めて患者さんの同意が必要になります。

4. 紹介状（診療情報提供書）、返書等について

当面はお手数ですが従来の紙による運用をお願いいたします。

5. 電子カルテの記載内容に関するお問い合わせ

記載内容に関するお問い合わせは、メールをご利用いただきか地域医療連携センターへ文書を FAX 送信ください。メールをいただいた場合は、当院の医師に直接お知らせが届くようになりますが、勤務の都合により、対応が数日後になる場合がございますので、ご了承ください。

また FAX をいただいた場合は、FAX でご返答いたします。

## 6. セキュリティ対策について

診療情報の流出のリスクを下げるため、以下の対応をお願いします。

- 1) インターネット上には様々なウイルスや不正な WEB サイトが存在します。それらに対抗するためにも必ずウイルス対策ソフトを導入してください。また、日々新種のウイルスや新たな WEB サイトが作られており、新たな脅威に対抗するためにも、アップデート等によって常にウイルス対策ソフトを最新の状態に更新するようにして下さい。
- 2) ウイルス対策ソフトに加え、無料で利用可能な対策ツールが提供されている場合があります。例えば WindowsOS の場合、マイクロソフト社の「悪意のあるソフトウェアの削除ツール」が提供され、毎月アップデートされていますので、必要に応じてご利用下さい。
- 3) MicrosoftUpdate および WindowsUpdate、Mac ソフトウェアアップデートの自動または頻回の手動でのアップデートをお願いします。アップデートによりプログラムが最新化され、セキュリティが強化されます。
- 4) 脆弱なネットワーク環境では、インターネットに接続しただけでウイルスに感染することがあります。ウイルス対策ソフトを導入するだけでなくファイアウォールを有効にするなど、ネットワーク環境を定期的にチェックしてください。

## 7. その他

お問い合わせの対応は、平日（12月29日～翌1月3日を除く）の以下時間です。その他の時間帯は、翌平日対応とさせていただきます。

■運用に関すること : 午前9時～午後5時

地域医療連携センター 電話（直通） 052-991-8145

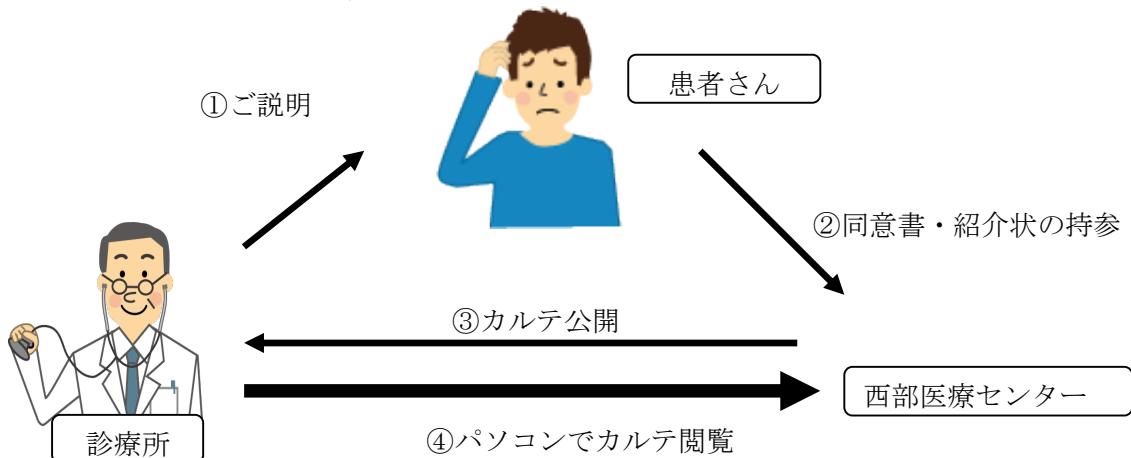
■システムに関すること : 午前9時～午後5時

情報管理室 電話（直通） 052-991-8155

西部医療センターは、“SAVE ネット”を運営しています。以上の主旨をよくご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

## 1 “SAVE ネット” とは

登録医療機関の先生方のパソコンと西部医療センターの電子カルテをインターネットで接続し、患者さんの正確な診療情報を迅速に共有することによって、より質の高い安全な医療を提供しようとする医療連携ネットワークです。



診療所の先生は、同意をいただいた患者さんのみカルテが閲覧できます

## 2 個人情報の安全確保

このシステムでは、患者さんの診療情報を守るために次のような対策を講じています。

- (1) このシステムで診療情報を見る能够なのは、患者さんが同意書を渡した登録医療機関に限られます。
- (2) このシステムは、日本電気株式会社が提供する地域医療連携ネットワークサービス ID-Link というものを利用し、取り扱う情報に関しては、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」と、総務省・経済産業省の「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」に則した適切な安全管理措置を実施し、安全性・秘匿性を確保しています。

## 3 参加をやめたいときは

このシステムの参加をとりやめたくなった場合には、いつでも中止することができます。その場合には、「同意書」を提出した際に受け取った「同意取消書」を記入し西部医療センターにお出しください。

## 4 最後に

このシステムへの参加は、患者さん一人ひとりの自由な意思によります。参加されなかつた場合や途中で参加を取りやめた場合でも、今後の診療に何ら不利益を被ることはありません。